

2019年9月3日現在

『新スーパー過去問ゼミ 5 労働法』 追録

本追録に働き方改革関連法による労働基準法の改正(平成31年4月1日施行)に伴う内容の差替えと訂正箇所をまとめました。

働き方改革関連法による労働基準法の改正に伴う差替え(平成31年4月1日施行)

●102 ページ下6行目, 111 ページ下6行目, 112 ページ No.5 解説2の青字, 同113 ページ図, 125 ページ上 No.10 解説1, 133 ページ No.16 解説エ
(改正前)1か月 →(改正後)3か月

●114 ページ No.6 解説2, 129 ページ No.14 解説2
(改正前)「労基法36条1項但書」→(改正後)「労基法36条6項1号」

●115 ページ No.6 解説2「労基法の改正に向けた～始まっている。」の後に下記を追加
(追加)「※平成31年4月に大臣告示から法的規制に改められた(労基法36条4項)。」

●128 ページ No.13 解説1
(改正前)◆労働基準法上の労働時間規制の適用除外
(改正後)◆労働基準法上の労働時間規制の職種による適用除外

●129 ページ No.14 解説4「大臣告示～別表第一。」の後に下記を追加
(追加)「115 ページ No.6 解説2の※参照」

●140 ページ No.1 解説5, 153 ページ No.8 イ
(改正前)「労基法39条7項本文」→(改正後)「労基法39条9項本文」

●148 ページ No.5 解説5
(改正前)「労基法39条7項但書」→(改正後)「労基法39条9項但書」

訂正

●21 ページ解説4の青字
(誤)上限は7年 →(正) 上限は5年

●147 ページ No. 4 解説 5

(誤)労基法 39 条6項 →(正) 労基法 39 条9項

●148 ページ No. 5 解説 1

(誤) 労基法 39 条5項 →(正) 労基法 39 条6項

●149 ページ No. 6 解説 5

(誤) 労基法 39 条6号 →(正) 労基法 39 条6項

以上

株式会社 実務教育出版